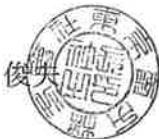


平成 24 年 6 月 6 日

社団法人 日本植木協会  
会長 水城 清志 様

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤 俊夫



### ご回答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、貴協会の皆さんに多大なご迷惑とご不便をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社では国の原子力損害賠償紛争審査会が昨年 8 月 5 日に示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」)を踏まえ、迅速、公平かつ適正な賠償に努めているところであります。

さて、本年 1 月 10 日付で頂戴した「福島第一原子力発電所事故による放射能汚染対策に関する要望書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

### 記

#### 1. 「避難会員が行う損害賠償事務の手続きの簡素化を図るとともに、速やかな支払いを行うこと」について

避難を余儀なくされている個人の方々の避難費用等の損害や、法人・個人事業主の方々が事業を営むことが出来なくなつたことによる営業損害等につきましては、ご請求者さまのご負担を考慮して出来る限り簡素化を図るとともに、必要に応じて弊社社員がお手伝いをさせていただくなど、親切・丁寧に対応させていただいております。

また、ご提出いただいた請求書につきましては、到着から 3 週間以内にご請求内容の確認作業を終え、また、合意書をご返送いただいてから 1 ~ 2 週間以内にお支払いすることを目標として掲げて取り組んでおります。本賠償開始当初はかなり滞りもありましたが、現在ではほとんどのご請求書に対して目標期間内に完了しております。

#### 2. 「会員が負担した放射能汚染に起因した費用について、適切な補償を行うこと」について

弊社が損害賠償すべき、原子力発電所事故と相当因果関係のある損害とは、放射性物質による汚染の危険性を回避するための買い控えによる損害で、その回避する判断が合理的といえる場合であると考えております。貴協会の会員各社様が、植木の出荷に当た

って、発注者の要請により検査の実施を余儀なくされているために発生している検査費用につきましては、その産出する県により、相当因果関係の有無を検討する必要があると考えております。原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を取りまとめるに当たって参考にした「専門委員調査報告書」における花卉の風評被害に関する記述のうち、「鉢物・芝等土のついた状態で流通することが多いため、土壤が高濃度汚染されていた原発周辺地域において特に被ばくの懸念が惹起されたこと」や「洗浄されないまま流通し、直接素手で扱うことから、消費者等に花きからの被ばくの懸念を抱かせること」「流通過程で産地が明示されて取引されるため、買い控え・取引停止等も容易に起こりやすいこと」等の記述については、植木についても該当すると考えられます。これらのことから、土壤の汚染状況や原子力発電所との距離を考慮して、福島、茨城、栃木の3県で産出された植木については、それを回避する判断は合理的であると考えられます。一方、それ以外の都道府県で産出された植木を回避する判断は必ずしも合理的ではないと考えられ、その判断により発生した検査費用は、原子力発電所の事故と相当因果関係のある損害にはあたらないと考えております。

### 3. 「会員が行う放射能汚染に係る対応について、人的・物的な支援を行うこと。特に放射線測定機器の貸与又は購入助成をすること」について

現在、弊社は福島第一原子力発電所の安定状態の維持ならびに廃止措置等に向けた取組に加え、警戒区域内の住民の方々の一時帰宅等において相当量の機材を使用しており、放射線量の測定機材が不足している状況にございます。

このため、ご要請にお応えさせていただくことは困難な状況でございますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

### 4. 「貴社自らが、率先して、緑化樹木等非食用物の放射能汚染に対する市民等の不安を解消するための広報を適切に行うこと」について

弊社では、先ずは、現在も避難を余儀なくされている方々の一日も早いご帰宅の実現と国民の皆さまが安心して生活していただけるよう、発電所の安定状態の維持に取り組むことと、原子力発電所事故と相当因果関係のある損害に対して適切に賠償していくことが二つの大きな責務であると考えており、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

頂きましたご要望につきましては、今後の情報発信や広報活動のあり方を検討するに当たって考慮させていただきたいと考えております。

以上